平成28年度

芦屋市営住宅入居者選考委員会

日 時 平成28年11月29日(火) 午前9時~11時

場 所 芦屋市 消防庁舎3階 多目的ホール

芦屋市営住宅入居者選考委員会委員名簿

選出区分	出身団体名称及び役職名	氏 名
	芦屋市自治会連合会 会計	大永 順一
市民団体代表	芦屋市老人クラブ連合会 副会長	中村 美津子
11111111111111111111111111111111111111	芦屋市婦人会 副会長	戎井 恭子
	芦屋市民生児童委員協議会 区域担当	山中 厚子
	芦屋市白菊会 会長	清水 保子
	芦屋市議会 副議長	田原 俊彦
市議会議員	芦屋市議会総務常任委員会 委員長	松木 義昭
川成公成只	芦屋市議会民生文教常任委員会 委員長	帰山 和也
	芦屋市議会建設公営企業常任委員会 委員長	山田 みち子
	芦屋市総務部長	山口 謙次
市職員	芦屋市市民生活部長	北川 加津美
	芦屋市福祉部長	寺本 慎児

	芦屋市都市建設部参事(都市計画担当部長)	山城 勝
事務局	" 住宅課長	田嶋 修
争 務 同	n 住宅課住宅係長	石橋 謙二
	" 住宅課住宅係	濵砂 陸人

議案(1) 平成28年度 市営住宅等入居希望者登録の申込状況及び困窮度点の決定について

1 募集期間

平成28年8月16日(火)から平成28年9月9日(金)まで

2 申込案内

- (1)8月1日号 市広報に掲載,ホームページに掲載
- (2)申込案内書及び申込書を平成27年8月1日から市役所北館・南館玄関受付、ラポルテ市民サービスコーナー及び住宅管理センターで配布
- 3 申込状況

139件

	<内 訳>			世帯				世帯				上世帯				· B I-	
	713 WC>		年度	Annual Control of the	年度 第2希望		年度 かいかな	W-1-30-03-3400-03-0	年度 かっぱい		年度 かかが		F/E		手座 9002年2月1		年度
Г	受付件数	74	74	無1和無 72	##Z### 72	34	第2布量	37	37	35	35	30	30	143	男4市業	139	139
<u></u> < 同]地希望理由内訳>	IL	L 1-3		' -	04	04				- 00	~~	•••	140	140	100	
Г	1 学区の為	0	0	0	0	4	3	4	2	10	9	13	2	14	12	17	4
希	2 通院の為	24	18	21	15	12	7	15	9	7	6	3	3	43	31	39	27
望	3 通勤・通学の為	7	4	3	2	2	3	4	4	4	4	3	2	13	11	10	8
理	4 親族・友人等が近い為	10	7	14	8	3	2	2	0	3	2	5	3	16	11	21	11
由由	5 環境が良い為	12	11	1	1	6	6	1	1	3	3	2	1	21	20	4	3
131	6 介護の為	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0
	7 現住所に近い為	3	3	7	5	1	1	1	1	2	0	1	1	6	4	9	7
	8 利便性が良い為	-	_	15	10			7	3	-	-	1	1			23	14
	9 その他			6	8			0	1	Men-		2	2	-	_	8	11
	合 計	56	43	67	49	29	23	34	21	30	24	30	15	115	90	131	85
	希望率	75. 7%	58.1%	93.1%	68.1%	85. 3%	67.6%	91.9%	56.8%	85. 7%	68.6%	100.0%	50.0%	80. 4%	62.9%	94. 2%	61.2%
<団]地希望内訳>	· 1				brannen and								<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1	南芦屋浜団地	12	6	14	8	6	5	11	1	5	1	7	1	23	12	32	10
2	上宫川町住宅	3	4	9	5	2	2	4	0	1	2	1	0	6	8	14	5
3	宮塚町2番住宅	1	0	0	3	0	1	1	2	1	2	0	1	2	3	1	6
4	若官町住宅	8	6	11	4	0	0	0	2	4	1	3	0	12	7	14	6
5	精道町住宅	7	5	7	3	2	0	5	2	3	3	0	1	12	8	12	6
6	津知町住宅	4	3	1	4	0	1	1	0	2	3	1	0	6	7	3	4
7	清水町住宅	1	1	1	3	5	1	1	6	2	2	1	1	8	4	3	10
8	楠町住宅	4	2	3	4	1	5	4	3	2	3	2	2	7	10	9	9
9	翠ヶ丘5番住宅	5	2	6	1	1	2	1	0	4	1	6	0	10	5	13	1
10	翠ヶ丘23番住宅	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2	0	4
11	大東町4番・5番 11 番 住 宅 大東町14番・15番	4	3	4	3	3	0	1	0	1	0	1	0	8	3	6	3
12	16番・17番住宅	2	4	2	3	3	2	0	1	0	1	1	1	5	7	3	5
Α	宮塚町2番・ 若宮町住宅	0	0	1	2	3	0	3	1	3	1	4	1	6	1	8	4
В	精道・津知町生	1	5	4	3	1	1	0	1	0	1	1	3	2	7	5	7
С	楠・翠ヶ丘町23番 住 宅	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	3	3	3
D	大東町住宅全城	4	0	3	1	2	2	2	0	1	1	0	1	7	3	5	2
<u> </u>	合 計	56	43	67	49	29	23	34	21	30	24	30	15	115	90	131	85

4 あっせん(入居)世帯数

	b 11 1 m	1.7	、世帯	2人	、世帯	3人以	上世帯	合計	
	あっせん日	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
	受付件数	54	74	46	34	26	35	126	143
	H27.12~28.8 (H26.12~27.8)	7	17	11	4	8	11	26	32
s-3-1	H27.12~28.3 (H26.12~27.3)	3	7	7	2	4	4	14	13
TEXT	H28. 4~28.8(H27. 4~28.8)	4	10	4	2	4	7	12	19

市営住宅等空家状況

	建設			部屋	専用			住戸	「タイ)	プ名			EV	\H H -
番号	年度	団地名	棟	番号	面積 (㎡)	1DK	2K	2DK	2LDK	3K	3DK	3LDK	有無	退居日
1	Н9	南芦屋浜団地	1号棟	507	64. 48						0		有	H28. 4. 7
2	Н9	南芦屋浜団地	2号棟	110	64. 48						0		有	H28. 2. 29
3	Н9	南芦屋浜団地	2号棟	505	39. 91	0							有	H28. 9. 2
4	Н9	南芦屋浜団地	3号棟	307	39. 91	0							有	H26. 6. 30
5	Н9	南芦屋浜団地	4号棟	204	64. 70						0		有	H27. 12. 7
6	Н9	南芦屋浜団地	4号棟	303	49. 78			0					有	H27. 5. 20
7	Н9	南芦屋浜団地	4号棟	1203	49. 78			0					有	H27. 10. 23
8	Н9	南芦屋浜団地	5号棟	202	40. 25	0							有	H27. 10. 27
9	Н9	南芦屋浜団地	5号棟	603	40.25	0							有	H28. 10. 3
10	Н9	南芦屋浜団地	5号棟	706	74. 10							0	有	H28. 10. 4
11	Н9	南芦屋浜団地	5号棟	1004	40. 25	0							有	H28. 10. 6
12	Н9	南芦屋浜団地	5号棟	1201	40. 25	0							有	H28. 9. 30
13	Н8	大東町4番住宅	1号棟	501	40.47	0							有	H26. 8. 31
14	Н8	大東町5番住宅	1号棟	207	64. 35						0		有	H28. 10. 18
15	Н8	大東町5番住宅	1号棟	507	64.35						0		有	H26. 12. 27
16	Н8	大東町11番住宅	1号棟	503	39.66	0							有	H28. 9. 29
17	Н8	大東町14番住宅	1号棟	110	50.35			0					有	H25. 8. 31
18	Н8	大東町14番住宅	1号棟	215	65. 58						0		有	H28. 9. 15
19	Н8	大東町14番住宅	1号棟	303	50.35			0					有	H27. 8. 17
20	Н8	大東町14番住宅	1号棟	309	50.35			0					有	H27. 9. 25
21	Н8	大東町14番住宅	1号棟	418	50.35			0					有	H26. 5. 26
22	Н8	大東町14番住宅	1号棟	419	50.35			0					有	H24. 4. 26
23	Н8	大東町14番住宅	1号棟	513	50.35			0					有	H26. 6. 8
24	Н8	大東町14番住宅	1号棟	516	50.44			0					有	H25. 10. 30
25	Н5	大東町15番住宅	1号棟	301	62.97						0		_	H27. 5. 29
26	Н2	大東町16番住宅	1号棟	201	67. 59						0		_	H27. 5. 25
27	Н2	大東町16番住宅	2号棟	203	55. 49					0			_	H28. 6. 16
28	S63	大東町16番住宅	4号棟	102	39. 99		0						_	H27. 5. 28
29	S63	大東町16番住宅	4号棟	303	55. 49					0			_	H28. 8. 31
30	S63	大東町16番住宅	4号棟	403	55. 49					0			_	H28. 10. 3
31	H1	大東町16番住宅	5号棟	208	67. 59						0		_	H28. 10. 21
32	H4	大東町17番住宅	1号棟	201	65. 55						0		_	H26. 11. 21
33	НЗ	大東町17番住宅	3号棟	407	54. 50					0			有	H26. 8. 30
34	H26	翠ヶ丘町5番住宅	1号棟	212	39. 72	0							有	新築
35	S61	上宮川町住宅	1号棟	303	64. 48						0		有	H26. 10. 3
36	Н5	上宮川町住宅	6号棟	404	65.00						0		有	H28. 8. 22
合 計						9	1	9	0	4	12	1	28	36

住戸タイプ(面積)とあっせん対象世帯

1人世帯	2人世帯	3人以上世帯
39. 6∼44. 5 m²	45. 0∼57. 4 m²	61. 3~82. 0 m²
1 D K • 2 K	2 D K • 3 K	3K・3DK以上

市営住宅等入居希望者登録 困窮度点別世帯別一覧表

(単位:件)

世帯	1人	世帯	2人	世帯	3人以	上世帯	合	計
困窮度点	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
34	0		0	0	0	0	0	1
33	1	1	0	0	2	1	3	2
32	1	0	1	0	2	2	4	2
31	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1	1	0	0	0	0	1	1
29	0	0	1	2	0	1	1	3
28	2	0	0	3	0	0	2	3
27	2	0	1	0	2	1	5	1
26	2	0	6	1	2	0	10	1
25	3	2	0	1	1	0	4	3
24	5	5	1	1001	3	3	9	9 9
23	3	6	3	3	3	0	9	9
22	1	3	2	4	2	3	5	10
21	3	4	2	4	2	0.00	7	8
20	2	8	1	0	2	2	5	10
19	5	4	0	1	1	5	6	10
18	6	5	0	1001	1	2	7	8
17	7	6	0	3	2	1	9	10
16	8	6	1	2	1	2	10	10
15	4	7	1	3	3	1	8	11
14	6	1	5	1	0	0	11	2
13	6	0	2	0	2	2	10	2
12	2	1	2	2	0	0	4	3
11	2	3	1	0	1	1	4	4
10	1	2	2	1	1	2	4	5
9	1	5	1	2	1	0	3	7
8	0	0	0	0	0	1	0	1
7	0	0	0	2	1	0	1	2
6	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	1	1	0	0	0	1	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	74	72	34	37	35	30	143	139

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(抜粋)

(入居者選考委員会への諮問)

第15条 市営住宅の入居資格,選考方法,住宅の割当方法その他必要な事項を定める に当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年芦屋市条例 第5号)第2条に規定する芦屋市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

(委員長)

- 第3条の2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条の3 選考委員は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 選考委員は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

芦屋市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

(設置)

第2条 市に次の通り附属機関を置く。

第3条

附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市営住宅入居者 選考委員会	市営住宅の入居資格、選考方法、住宅の割当方法その他必要な事項について調査審議	12 人以内	(1) 市議会議員 (2) 市民団体の代 表者 (3) 市職員	1

(任期)

- 第3条 委員の任期は、第2条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 委員は、再任されることができる。

(会議の公開)

- 第 19 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の 3 分の 2 以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。
- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を 開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい 支障が生ずると認められる場合